

議案第19号

調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

提案理由

令和5年4月1日に、地方公務員法において短時間勤務の職に関する規定の条が変更となる改正の施行があるため、提案するものです。

調布市教育委員会訓令第19号

課・室・所・館  
市立学校

調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する。

令和5年3月30日

調布市教育委員会  
教育長 大和田 正 治

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">昭和63年6月8日教育委員会訓令第6号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第2号）の規定に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする調布市立学校に勤務する常勤の職員及び同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「学校職員」という。）が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする教育公務員（教育公務員特例法第2条第1項に規定する者をいう。）で調布市立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「教員等」という。）が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第14条 略</p> <p><u>附 則（令和5年 月 日教委訓令第 号）</u> <u>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">昭和63年6月8日教育委員会訓令第6号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第2号）の規定に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする調布市立学校に勤務する常勤の職員及び同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「学校職員」という。）が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする教育公務員（教育公務員特例法第2条第1項に規定する者をいう。）で調布市立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「教員等」という。）が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第14条 略</p>